


建築物等の解体等工事における アスベスト対策 ～大気汚染防止法に基づく規制概要～

令和7年2月26日

 福岡県環境部環境保全課



Environmental
Preservation
Division

1

目次

- 1 石綿（アスベスト）とは
- 2 大気汚染防止法に基づく石綿規制の概要
- 3 福岡県の対応状況

※ 本資料では、「石綿（いしわた、せきめん）」と「アスベスト」を同じ意味で使用しています。

【参考説明】

- 4 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律について ～建設・解体工事業者～ ～廃棄物・リサイクル業者～

1 石綿（アスベスト）とは

3



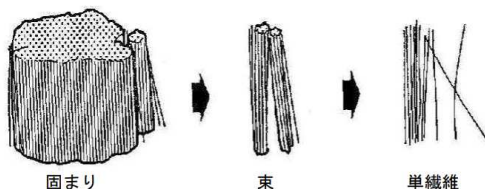
石綿とは

石綿（アスベスト）とは、天然に産するケイ酸塩鉱物のうち、**高い抗張力（引っ張りに強く切れ難い性質）と柔軟性**を持つ絹糸状光沢の特異な繊維状を呈している物を指します。

石綿は、**極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性**を持っています。



天然のアスベスト鉱物



アスベスト鉱物からアスベスト繊維をほぐす過程
粉碎したときに縦に割れ細い繊維になります。

（出典）アスベスト（石綿）処理マニュアル〈函館市〉



石綿の種類

	分類	石綿名	備考
石綿	蛇紋石族	クリソタイル (白石綿)	ほとんどすべての石綿製品の原料として使用されてきた。世界で使われた石綿の9割以上を占める。
	角閃石族	クロシドライト (青石綿)	吹付け石綿として使用されていた。他に青石綿は石綿セメント高圧管、茶石綿は各種断熱保温材に使われてきた。
		アモサイト (茶石綿)	
		アンソフィライト石綿	他の石綿やタルク(滑石)、蛭石などの不純物として含まれる。 アンソフィライトは熊本県旧松橋町に鉱山があった。
		トレモライト石綿	トレモライトは吹付け石綿として一部に使用されていた。
アクチノライト石綿			

(出典) 独立行政法人環境再生保全機構ホームページ



Environmental
Preservation
Division

5



石綿の種類



クリソタイル
(白石綿)



クロシドライト
(青石綿)



アモサイト
(茶石綿)

写真 国内で使用された主な石綿

(出典) 埼玉県環境科学国際センター ホームページ



Environmental
Preservation
Division

6



石綿の用途

石綿は安価で、耐火性、断熱性、防音性、絶縁性など多様な機能を有していることから、生活のいたるところで使用されてきた。

石綿の用途は3,000種と言われてはいますが、大きくは石綿工業製品と建材製品に分けられ、その約8割は建材製品とされています。

石綿を使った建材製品は1955（昭和30）年頃から使われ始め、ビルの高層化や鉄骨構造化に伴い、鉄骨造建築物などの軽量耐火被覆材として、1960年代の高度成長期に多く使用されました。

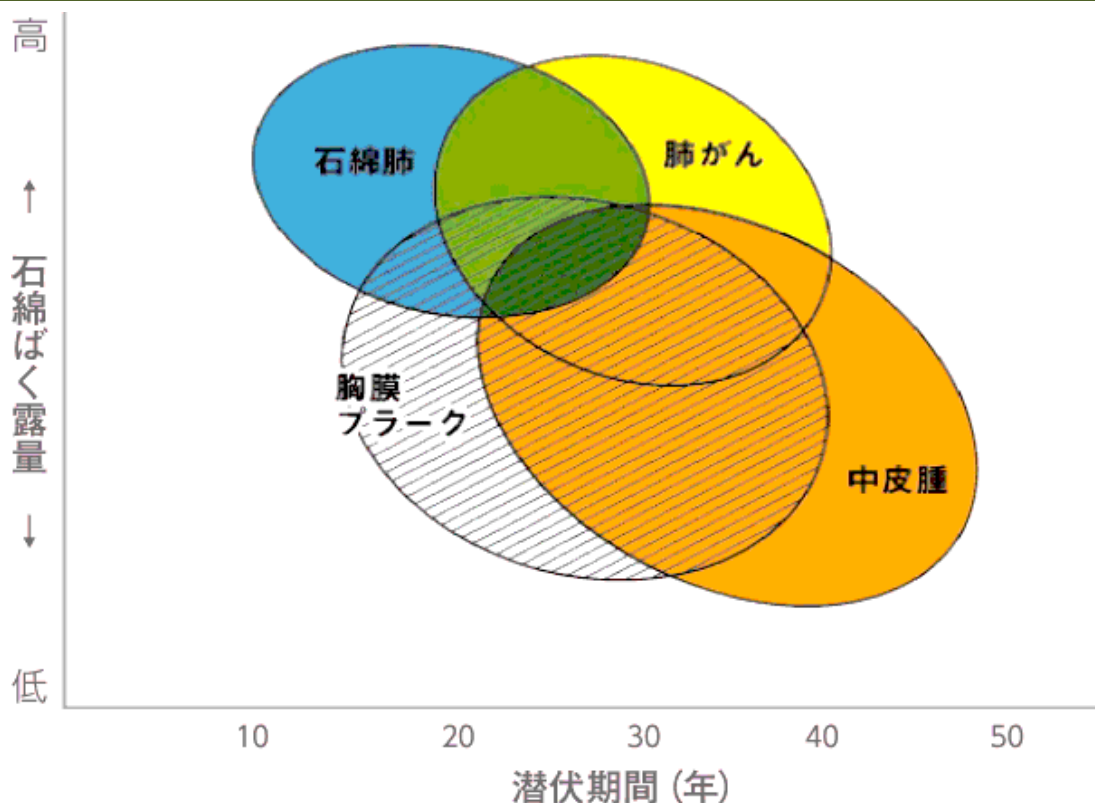


Environmental
Preservation
Division

7



石綿の健康影響



(出典) 独立行政法人環境再生保全機構 ホームページ



Environmental
Preservation
Division

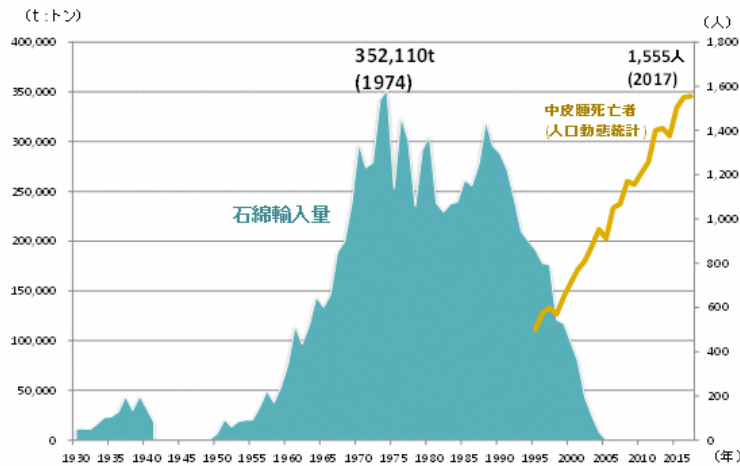
8



石綿の健康影響

石綿による健康被害と言われている**中皮腫**の患者は年々増えつづけています。

厚生労働省の人口動態統計によると、**1960年代の石綿輸入量の増加した時期に潜伏期間(平均約40年)を加えた時期にあたる最近において急増**してきています。2017年に中皮腫で死亡された方は**1,555名**で、1995年の**3倍以上**になっています。



(出典) 独立行政法人環境再生保全機構ホームページ



Environmental
Preservation
Division

9

2 大気汚染防止法に基づく 石綿規制の概要

【注意事項】

1. 本資料では、大気汚染防止法(環境省)の改正による石綿規制強化の概要を説明します。
2. 記載している法令、規則の条項番号は、改正法が全部施行されるR5.10.1以降のものであります。
3. 石綿障害予防規則(厚生労働省)でも、同様の規制強化がなされています。



建築物・工作物の一生とアスベストの法規制

【建設時】

- ① 建築基準法で石綿使用制限
増改築時における除去等を義務付け



【使用時】

- ① 建築基準法で石綿の飛散の恐れのある場合に勧告・命令等を実施
- ② 労働安全衛生法／石綿障害予防規則で労働者の石綿ばく露防止



改造・補修・解体時

- ② 労働安全衛生法／石綿障害予防規則で作業者の石綿ばく露防止
- ③ 大気汚染防止法で周辺環境への石綿飛散防止
- ④ 建設リサイクル法で石綿等の建材付着物の確認・事前除去、分別解体等
- ⑤ 廃棄物処理法で廃棄物の適正処理

※ ②と③が改正され、R3.4.1から段階的に規制が強化



大気汚染防止法による解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の経緯

<平成9年4月施行>

※阪神・淡路大震災により倒壊した建築物の解体等工事による石綿飛散が発端

- 吹付け石綿（レベル1建材）が使用された建築物の一定規模以上の解体等工事に係る届出、作業基準の遵守等を義務付け

<一定規模以上>

- ① 耐火建築物又は準耐火建築物で延べ面積500㎡以上のも（特定耐火建築物等）を解体する作業であって、その対象となる建築物における吹付け石綿の使用面積が50㎡以上であるもの
- ② 特定耐火建築物等を改造し、又は補修する作業であって、その対象となる建築物の部分における吹付け石綿の使用面積の合計が50㎡以上であるもの

<平成18年3月施行>

- 石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材（レベル2建材）を規制対象へ追加
- 規制対象となる規模要件の撤廃

<平成18年10月施行>

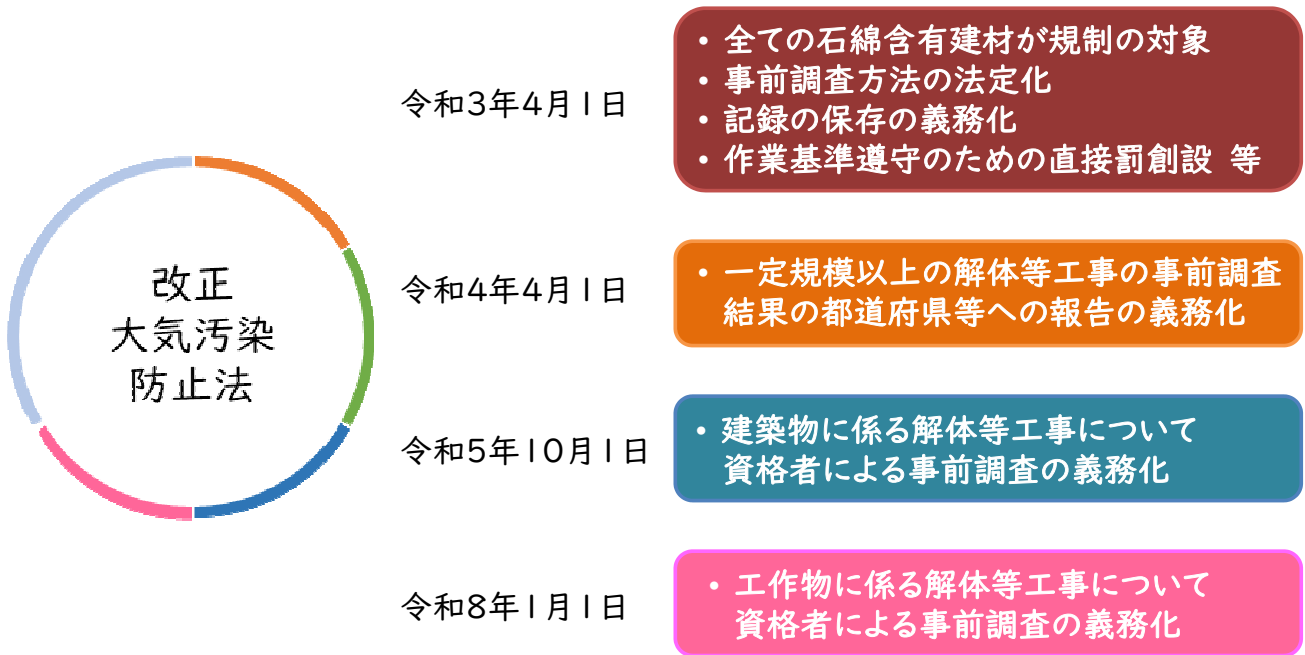
- 特定建築材料が使用されている工作物の解体等工事を規制対象へ追加

<平成26年6月施行>

- 特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者を受注者から発注者に変更
- 解体等工事の事前調査及び説明の義務付け



大気汚染防止法の改正概要



Environmental Preservation Division



大気汚染防止法の規制対象 (すべての石綿含有建材が規制対象)

(法第2条第11項、施行令第3条の3)

建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材	その他の石綿含有建材
レベル分類	レベル1	レベル2	レベル3
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
建材の具体例	1 吹付け石綿 2 石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式) 3 石綿含有吹付けバーミキュライト(ひる石) 4 石綿含有吹付けパーライト	【石綿含有断熱材】 1 屋根裏用折版断熱材 2 煙突用断熱材 【石綿含有保温材】 3 石綿保温材 4 けいそう土保温材 5 石綿含有けい酸カルシウム保温材 6 ひる石保温材 7 水練り保温材 【石綿含有耐火被覆材】 8 耐火被覆材 9 けい酸カルシウム板第2種 10 石綿含有耐火被覆塗材 等	1 スレート波板 2 スレートボード 3 けい酸カルシウム板第一種 4 押出成形品 5 パルプセメント板 6 スラグせっこう板 7 窯業系サイディング 8 住宅屋根用化粧スレート 9 ロックウール吸音天井板 10 せっこうボード 11 セメント円筒 12 フリーアクセス 13 ビニル床タイル 14 石綿含有仕上塗材 等
使用箇所の例	壁、天井、鉄骨(防火、耐火、吸音性等確保)	屋根裏、煙突、ボイラー、化学プラント、焼却炉、ダクト、配管の屈曲部、鉄骨部分、鉄骨柱、梁、エレベータ	耐火間仕切り、床材、外装材、屋根材、煙突材、設備配管、設備機器部品

* 建築業労働災害防止協会の「建築物の解体等工事におけるアスベスト粉じんへのばく露防止マニュアル」では作業レベルとしてレベル1~3を分類しているが、建材の区分としても便宜的に使用されている。



大気汚染防止法の規制対象 (すべての石綿含有建材が規制対象)

レベル1建材



吹付け材

レベル2建材



鉄骨用耐火被覆材



配管用保温材



煙突用断熱材

レベル3建材



屋根用スレート



天井用スレート



床用タイル

出典: 中央環境審議会 大気・騒音振動部会 石綿飛散防止小委員会 平成30年10月18日 資料4



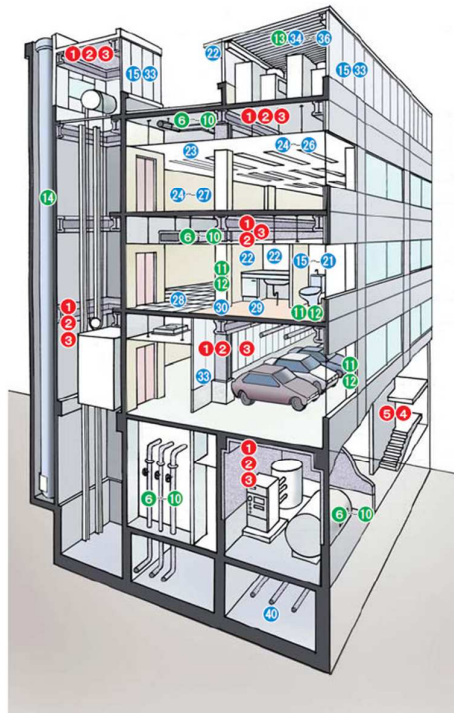
Environmental Preservation Division



大気汚染防止法の規制対象 (すべての石綿含有建材が規制対象)

<RC・S造> 石綿含有建材の使用部位例 (出典: 目で見えるアスベスト建材第2版 国土交通省)

- ① 吹付け石綿
- ② 石綿含有吹付けロックウール
- ③ 湿式石綿含有吹付け材
- ④ 石綿含有吹付けパーミキュライト
- ⑤ 石綿含有吹付けパーライト
- ⑥ 石綿含有けいそう土保温材
- ⑦ 石綿含有けい酸カルシウム保温材
- ⑧ 石綿含有パーミキュライト保温材
- ⑨ 石綿含有パーライト保温材
- ⑩ 石綿保温材
- ⑪ 石綿含有けい酸カルシウム板第2種
- ⑫ 石綿含有耐火被覆板
- ⑬ 屋根用折板石綿断熱材
- ⑭ 煙突用石綿断熱材
- ⑮ 石綿含有スレートボード・フレキシブル板
- ⑯ 石綿含有スレートボード・平板
- ⑰ 石綿含有スレートボード・軟質板
- ⑱ 石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板
- ⑲ 石綿含有スレートボード・その他
- ⑳ 石綿含有スラグせっこう板
- ㉑ 石綿含有バルブセメント板



- ㉒ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- ㉓ 石綿含有ロックウール吸音天井
- ㉔ 石綿含有せっこうボード
- ㉕ 石綿含有パーライト板
- ㉖ 石綿含有その他パネル・ボード
- ㉗ 石綿含有壁紙
- ㉘ 石綿含有ビニル床タイル
- ㉙ 石綿含有ビニル床シート
- ㉚ 石綿含有ソフト巾木
- ㉛ 石綿含有窯業系サイディング
- ㉜ 石綿含有建材複合金属系サイディング
- ㉝ 石綿含有押出成形セメント板
- ㉞ 石綿含有スレート波板・大波
- ㉟ 石綿含有スレート波板・小波
- ㊱ 石綿含有スレート波板・その他
- ㊲ 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
- ㊳ 石綿含有ルーフィング
- ㊴ 石綿セメント円筒
- ㊵ 石綿セメント管

- ①～⑤ レベル1
- ⑥～⑭ レベル2
- ⑮～⑳ レベル3

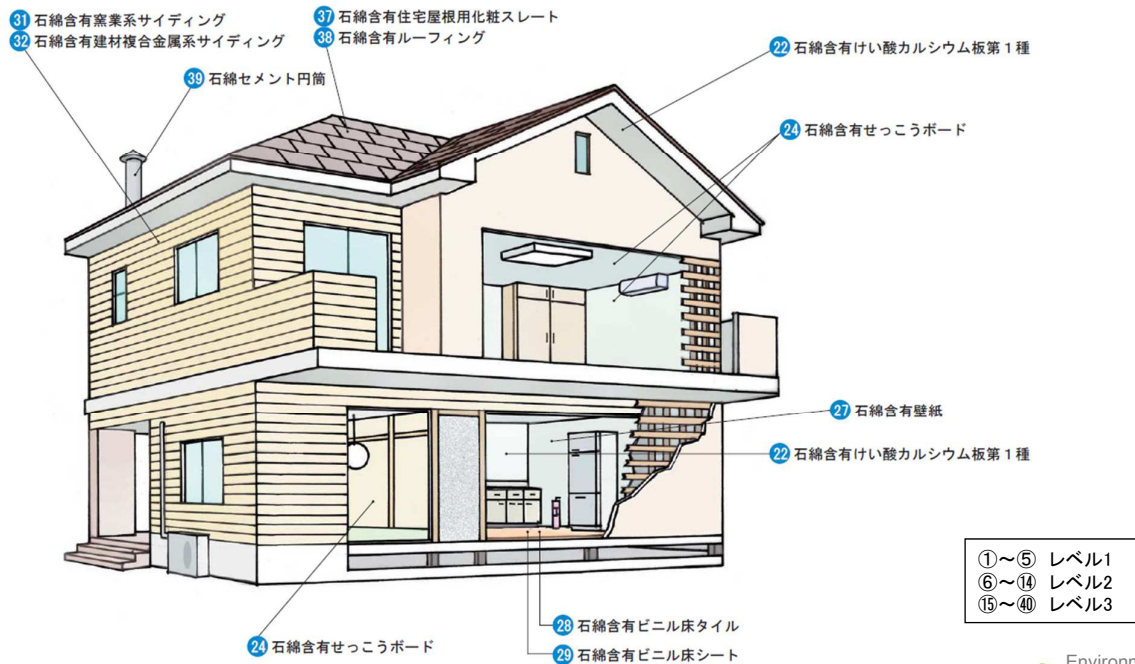


Environmental Preservation Division



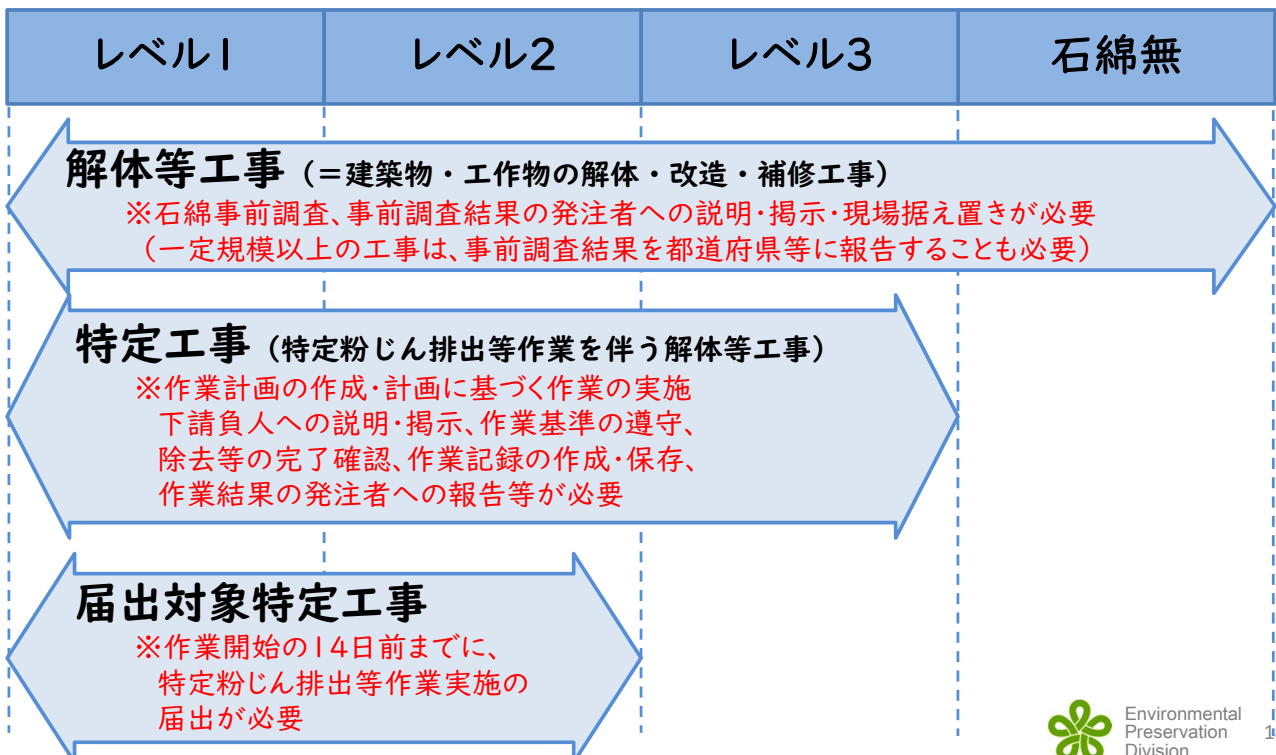
大気汚染防止法の規制対象（すべての石綿含有建材が規制対象）

＜戸建て住宅＞ 石綿含有建材の使用部位例（出典：目で見えるアスベスト建材第2版 国土交通省）



大気汚染防止法の規制区分

「解体等工事」「特定工事・特定粉じん排出等作業」「届出対象特定工事」の関係





解体等工事に係る手続きフロー



1. 石綿事前調査 (調査の方法)

元請業者
自主施工者

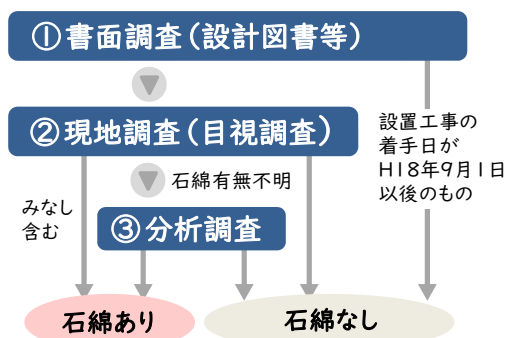
石綿含有なしの場合も必要です

(法第18条の15第1項・第4項、規則第16条の5)

R3.4.1~

- 拡充** ・ 元請業者・自主施工者は、建築物等の解体工事前を行う前にレベル1・2・3建材の有無の調査を実施
- 強化** ・ 法令で調査方法の明確化(書面調査、目視調査、分析調査)
- 強化** ・ H18.9.1以後に設置の工事に着手した建築物・工作物の場合等も対象
(書面調査でH18.9.1以後に設置の工事に着手したことが明らかである場合は、目視調査は不要)

【調査の流れ】



【事前調査対象外(建築物等の解体等工事に該当しない)】

- 除去等を行う材料が、明らかに石綿が含まれていないものであって、容易に取り外すことが可能又は固定具を取り外すことで除去等ができる等、周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
<例>木材、金属、石、ガラス等のみで構成されている 等
- 材料に石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
<例>釘を打って固定、刺さっている釘を抜く 等
※電動工具を用いて壁面に穴を開ける作業は除く
- 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
<例>既存の塗装の上に新たに塗装する作業 等
- 国土交通省、経済産業省、農林水産省により石綿が使用されていないと確認された工作物



1. 石綿事前調査（調査者の規定）

元請業者
自主施工者

石綿含有なしの場合も必要です

（法第18条の15第1項・第4項、規則第16条の5、
令和2年環境省告示第76号）

～R5.9.30

- 建築物・工作物：一定の知見を有する者による調査が望ましい（国の通知）

R5.10.1～

- 新設**
- 建築物：法令により、必要な知識を有する者（環境大臣が定める者）による調査を義務付け
 - 工作物：変更なし

義務付け前でも
環境大臣が定める者による
事前調査が望ましい

R8.1.1～

- 新設**
- 建築物：法令により、必要な知識を有する者（環境大臣が定める者）による調査を義務付け
 - 工作物：法令により、必要な知識を有する者（環境大臣が定める者）による調査を義務付け

【分析調査を行う者】

- 分析調査講習を受講し、
修了考査に合格した者等
（改正石綿障害予防規則第3条第6項、
令和2年厚生労働省告示第277号によ
り、R5.10.1から義務付け）



1. 石綿事前調査（調査者の規定）

元請業者
自主施工者

石綿含有なしの場合も必要です

（法第18条の15第1項・第4項、規則第16条の5、
令和2年環境省告示第76号）

【必要な知識を有する者の要件等】

『必要な知識を有する者』による調査が必要な工事		必要な知識を有する者の要件
建築物の解体等工事	令和5年10月1日以降に着工する工事 ※平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したことが 明らかな建築物を除く。	要件①：一般建築物石綿含有建材調査者 要件②：特定建築物石綿含有建材調査者 要件③：一戸建て等石綿含有建材調査者 要件④：義務付け適用前に（一社）日本アスベ スト調査診断協会に登録されている者 ※③は、一戸建て住宅や共同住宅の内部のみ調査可能
工作物の解体等工事	令和8年1月1日以降に着工する工事 ※令和7年12月末まで は『必要な知識を有 する者』以外も事前 調査が可能 （事前調査は必要）	要件⑤：工作物石綿事前調査者
	特定工作物のうち ①～⑤、⑦～⑪ 特定工作物のうち ⑥、⑫～⑰ 特定工作物以外の工作物 ※塗料その他の石綿を含有 するおそれのある建築材料 の除去を伴うもの	要件①②④⑤に該当する者

※特定工作物：石綿含有建材が使用されているおそれ大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和2年環境省告示第77号）

- ①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、
④配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、
⑤焼却設備、⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、
⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備（ケーブルを含む。）、
⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、
⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く）【◎は令和5年10月1日に追加】





2. 石綿事前調査結果等の発注者への書面説明

元請業者

(法第18条の15第1項、規則第16条の6・第16条の7)

石綿含有なしの場合も必要です

R3.4.1～

【書面説明】元請業者は、事前調査結果等について発注者に書面を交付して説明

- 追加** ・ レベル3建材ありの場合の報告事項
- 追加** ・ レベル1・2建材の除去・囲い込み・封じ込めの方法が、第18条の19で定める方法でないときは、その理由を記載
- 追加** ・ 事前調査を行った者が環境大臣が定める者※に該当する証明書類の添付
 - ※ 環境大臣が定める者 *R5.10.1～
 - ・ 建築物石綿含有建材調査者(特定・一般・一戸建て等)
 - ・ 義務付け前(～R5.9.30)に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

【説明時期】

- ・ レベル1・2建材 : 作業を開始する14日前まで
- ・ レベル3建材・石綿無 : 工事の開始前まで

【説明書面(写し)の保存時期】

解体等工事を終了した日から3年間

23



2. 石綿事前調査結果等の発注者への書面説明

元請業者

(法第18条の15第1項、規則第16条の6・第16条の7)

説明事項

説明事項	*「作業」=特定粉じん排出等作業	レベル1・2	レベル3	石綿無
① 事前調査の結果		○	○	○
② 作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積		○	○	
③ 作業の種類		○	○	
④ 作業の実施の期間		○	○	
⑤ 作業の方法		○	○	
⑥ ⑤の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 *R4.4.1～		○		
⑦ 事前調査を終了した年月日		○	○	○
⑧ 事前調査の方法		○	○	○
⑨ 事前調査を行った者の氏名及び当該者が環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項 *R5.10.1～		○	○	○
⑩ 作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況		○		
⑪ 作業の工程を明示した特定工事の工程の概要		○	○	
⑫ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所		○	○	
⑬ 下請負人が作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		○		

24



3. 石綿事前調査結果等の記録の作成・保存

元請業者
自主施工者

R3.4.1～

石綿含有なしの場合も必要です

(法第18条の15第3項・第4項、規則第16条の8)

- 新設** ・ 元請業者・自主施工者は、**事前調査に関する記録を作成・保存** (発注者の氏名、解体等工事の場所、調査終了年月日、調査結果 等)
- 新設** ・ 元請業者は、事前調査結果等を**発注者に説明した際の書面の写しを保存**
- 新設** ・ いずれも解体等工事が終了した日から3年間保存

記録事項

① 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
② 解体等工事の場所	
③ 解体等工事の名称及び概要	
④ 事前調査を終了した年月日	
⑤ 事前調査の方法	
⑥ 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日 (ガasket又はグランドパッキンがある場合は、その建材を設置した年月日)	
⑦ 解体等工事に係る建築物等の概要	
⑧ 改造・補修工事の場合は、作業の対象となる建築物等の部分	
⑨ 環境大臣が定める者による調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名	*R5.10.1～
⑩ 分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	
⑪ 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か(石綿有とみなした場合は、その旨)及びその根拠	
⑫ ⑨を行ったときは、環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写し	*R5.10.1～

25



4. 石綿事前調査結果の都道府県等への報告

元請業者
自主施工者

石綿含有なしの場合も必要です

(法第18条の15第6項、規則第16条の11、令和2年環境省告示第77号)

R4.4.1～

遅くとも解体等工事に
着工するまでに

- 新設** ・ 元請業者・自主施工者は、**事前調査を行ったときには、遅滞なく、その結果を都道府県または大気汚染防止法政令市(北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市)へ報告** (発注者・元請業者名、解体等工事場所、調査終了日、調査結果 等)

【報告対象】 (注) 事前調査の結果、石綿(レベル1・2・3建材)がなかった場合も、報告が必要です。

建築物				工作物		
解体		改造・補修		解体・改造・補修		
				環境大臣が定めるもの*		環境大臣が定めるもの* 以外
床面積合計 80㎡以上	床面積合計 80㎡未満	請負金額 100万円以上	請負金額 100万円未満	請負金額 100万円以上	請負金額 100万円未満	

都道府県知事(または大防法政令市)へ報告

【報告方法】 石綿事前調査結果報告システムから電子申請
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>



*特定工作物: 石綿含有建材が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物(令和2年環境省告示第77号)

- ①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び压力容器、
- ④配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)、
- ⑤焼却設備、⑥煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)、⑦貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)、
- ⑧発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備(ケーブルを含む。)、
- ⑫トンネルの天井板、⑬プラットフォームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、
- ⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く)【⑯は令和5年10月1日に追加】



4. 石綿事前調査結果の都道府県等への報告

元請業者
自主施工者

石綿事前調査結果報告システム(電子申請)※

システムでできること(一例)		
新規申請	電子申請をおこなう	パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。
下書き保存	テンプレートをつくる	申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目(元方(元請)事業者、請負事業者)をコピーして、新規申請の作成ができます。
一括申請	まとめて申請する	「プライムアカウント(GBizID)」を取得していただくと、Excelを用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。
資料作成	申請情報の活用	システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。

※①労働安全衛生法(石綿障害予防規則)及び
②大気汚染防止法に基づく石綿事前調査結果の報告手続(申請)を同時にオンラインで行えるシステム

事前に準備いただきたいこと

パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です	
端末	パソコン / スマートフォン(タブレット)
OS	Windows / Linux / iOS(iPadOS) / Android OS
ブラウザ	Google Chrome / Safari / Internet Explorer など

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。

GBizIDの取得

どちらかのGBizIDの取得が必要です

gBizID プライム <input type="radio"/> 新規申請・下書き保存 <input type="radio"/> 一括申請 <input type="radio"/> 支店・支社等の管理 <small>おすすめ 支店がある大規模事業者 報告数が多い事業者</small>	OR	gBizID エントリー <input type="radio"/> 新規申請・下書き保存 <input type="radio"/> 一括申請 <input type="radio"/> 支店・支社等の管理 <small>おすすめ 報告数が少ない事業者 個人事業主</small>
--	----	--

ログインにはGBizIDを利用します。GBizIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

GBizIDの取得はこちらから

gBizID <https://gbiz-id.go.jp/>

(注)
インターネット環境がない等システムを利用できない方は紙様式による報告も可能です。

【報告先】
解体等工事場所の管轄
保健福祉環境事務所



Environmental Preservation Division

27



5. 特定粉じん排出等作業の計画作成(作業基準)

元請業者
自主施工者

R3.4.1~

石綿含有ありの場合に必要です

(法第18条の14、規則第16条の4)

- 新設** 元請業者・自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始前に、作業計画を作成し、当該計画に基づき作業を実施

【計画の記載事項】

- ① 工事の概要**
 - 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 特定工事の場所
- ② 石綿含有建材除去等作業**
 - 特定粉じん排出等作業の種類
 - 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ③ 石綿飛散防止措置**
 - 特定粉じん排出等作業の方法
 - 特定粉じん等排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ④ 工事の工程表**
 - 特定粉じん等排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ⑤ 施工体制**
 - 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所

作業基準違反が認められたときは、元請業者・下請負人・自主施工者に対して、都道府県知事等が作業基準適合命令又は作業停止命令を発出可能(法第18条の21)



Environmental Preservation Division

28



6. 下請負人への説明

元請業者
下請負人

石綿含有ありの場合に必要です

(法第18条の16第3項、規則第16条の12)

R3.4.1～

- 新設** ・ 特定工事の元請業者又は下請負人は、特定工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときは、特定粉じん排出等作業の方法等を説明

【説明事項】

- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積



Environmental
Preservation
Division

29



7. 石綿事前調査結果の現場備え置き・掲示

元請業者
自主施工者

R3.4.1～

石綿含有なしの場合も必要です

(法第18条の14・第18条の15第5項、
規則第16条の4第二号・第16条の9・第16条の10)

- 新設** 【現場備え置き】 ・ 事前調査の記録を現場に備え置き

- 新設** 【現場の掲示】 ・ 法令で定める事項の掲示 (掲示板の大きさはA3サイズ以上)

掲示事項		レベル 1・2	レベル 3	石綿 無
解体 等 工事	①事前調査結果	○	○	○
	②元請業者・自主施工者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名	○	○	○
	③事前調査を終了した年月日	○	○	○
	④事前調査の方法	○	○	○
	⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類	○	○	
特定 工 事	⑥発注者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名	○	○	
	⑦特定粉じん排出等作業の実施の届出年月日、届出先	○		
	⑧元請業者・自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	
	⑨特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	○	
	⑩特定粉じん排出等作業の方法	○	○	



Environmental
Preservation
Division

30



7. 石綿事前調査結果の現場備え置き・掲示

元請業者
自主施工者

事前調査結果の掲示例（石綿使用なしの場合）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^(注)
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称 ○○○○解体工事作業所		元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)
調査終了年月日	令和○○年 ○月 ○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
看板表示日	令和○○年 ○月 ○日	○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
解体等工事期間： 令和○○年 ○月 ○日 ~ 令和○○年 ○月 ○日		住所 東京都○○区○-○
調査方法の概要(調査箇所)		現場責任者氏名 ○○○○
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		※現場所 TEL 03-×××-××××
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		調査を行った者(分析等の実施者)
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)		氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 ○○ ○○ 会員番号 ○○○○ 住所：東京都○○区○○-○○
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~3階 床：ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井：岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁：スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③		分析を実施した者 ②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所：埼玉県○○市○○-○○
※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤		その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料公定値年月日

(注)工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

石綿事前調査に関する情報

【出典】建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
(令和4年3月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課・環境省 水・大気環境局大気環境課)



Preservation Division



8. 特定粉じん排出等作業の実施期間・作業方法等の掲示（作業基準）

元請業者
自主施工者

R3.4.1~

石綿含有ありの場合に必要です

(法第18条の14、規則第16条の4)

強化・元請業者・自主施工者は、作業の実施期間やその方法等を、公衆の見えやすい場所に掲示（掲示板の大きさはA3サイズ以上）

掲示事項		レベル1・2	レベル3	石綿無
解体等工事	①事前調査結果	○	○	○
	②元請業者・自主施工者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名	○	○	○
	③事前調査を終了した年月日	○	○	○
	④事前調査の方法	○	○	○
	⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類	○	○	○
特定工事	⑥発注者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名	○	○	○
	⑦特定粉じん排出等作業の実施の届出年月日、届出先	○	○	○
	⑧元請業者・自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	○
	⑨特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	○	○
	⑩特定粉じん排出等作業の方法	○	○	○

【備考】事前調査結果の掲示(法第18条の15第5項)の掲示と兼ねることが可能。

作業基準違反が認められたときは、元請業者・下請負人・自主施工者に対して、都道府県知事等が作業基準適合命令又は作業停止命令を発出可能(法第18条の21)



Environmental Preservation Division



8. 特定粉じん排出等作業の実施期間・作業方法等の揭示（作業基準）

事前調査結果の揭示例（特定工事（レベル3）の場合）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 ^{※1} 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。	
事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所	
調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
看板表示日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
石綿除去（特定粉じん排出）作業等の作業期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
調査方法の概要（調査箇所）	
【調査方法】	書面調査、現地調査、分析調査
【調査箇所】	建築物全体（1階～3階）
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）	
【石綿含有あり】	外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室 A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照
【石綿含有なし】	1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1～3階 床：ビニル床シート⑤、壁：けい酸カルシウム板第1種④ 天井：岩綿吸音板③ その他の建材④⑤
石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法	
石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法	除去、その他
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらバル等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生（隔離）し、湿潤化しながらバル等で除去を行う。 石綿含有仕上塗材 (例)剝離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生（隔離）し、除去を行う。 ・湿潤用薬液：〇〇〇〇・剝離剤：〇〇〇〇 ・養生用シート（厚さ、〇mm）・接着テープ等
使用する資材及びその種類	
備考：その他の条例等の届出年月日	〇〇区建築物の解体工事等に関する要綱（令和〇〇年〇月〇日届出）

石綿除去（特定粉じん排出）等作業に関する情報

石綿事前調査に関する情報

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

【出典】建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和4年3月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課・環境省 水・大気環境局大気環境課）



8. 特定粉じん排出等作業の実施期間・作業方法等の揭示（作業基準）

事前調査結果の揭示例（届出対象特定工事（レベル1、2）の場合）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告 ^{※1} 、労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第90条第五号の二）の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。	
事業場の名称：〇〇〇〇解体工事作業所	
届出先及び届出年月日	東京〇〇労働基準監督署 令和〇〇年〇〇月〇〇日 東京〇〇労働基準監督署 〇〇市(区) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
看板表示日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
石綿除去（特定粉じん排出）作業等の作業期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
調査方法の概要（調査箇所）	
【調査方法】	書面調査、現地調査、分析調査
【調査箇所】	建築物全体（1階～4階） ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室（改修等工事対象場所）
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）	
【石綿含有あり】	1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材（石綿含有とみなし） エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照
【石綿含有なし】	1～4階 トイレ内PS 保温材③ 1～4階 床：ビニル床タイル③、天井：フレキシブルボード④ その他の建材④⑤
石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法	
石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法	除去、囲い込み・封じ込め、その他
集じん装置	機種・型式・設置数 ・機種：集じん・排気装置・型式：〇〇〇-2000・設置数：〇台 排気能力（m³/min） 〇〇m³/min（1時間あたりの換気回数4回以上） 使用するフィルタの種類及びその集じん効果（%） HEPAフィルタ・捕集効率：99.97%・粒子径：0.3µm
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液：〇〇〇〇・固着用薬液：〇〇〇〇 ・剝離用シート（厚さ、床0mm、その他〇mm）・接着テープ等 その他の石綿（特定粉じん）の排出又は飛散の抑制方法 (例)吹付け層に薬液を含浸する等により裏層面を被覆する封じ込め工法 ^{※2} (例)板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{※2}
備考：その他の条例等の届出年月日	〇〇区建築物の解体工事等に関する要綱（令和〇〇年〇月〇日届出）

特定粉じん排出等作業実施の届出に関する情報

石綿除去（特定粉じん排出）等作業に関する情報

石綿事前調査に関する情報

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合
注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

【出典】建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和4年3月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課・環境省 水・大気環境局大気環境課）





9. 特定粉じん排出等作業実施の届出

発注者
自主施工者

レベル1,2建材ありの場合に必要です

(法第18条の17、令第10条の2、
規則第10条の4・第13条第1項・第4項)

R3.4.1~

【届出事項】

- 発注者・自主施工者は、作業開始の14日前までに特定粉じん排出等作業(レベル1・2)の実施の届出
- 追加** レベル1・2建材の除去・囲い込み・封じ込めの方法が、第18条の19で定める方法でないときは、その理由を記載

レベル1・2建材がある場合、

<届出者> 発注者・自主施工者
 <対象> レベル1・2建材
 <時期> 作業開始の14日前まで

(注) 事前調査結果の報告の対象かどうかに関わらず、レベル1・2建材がある場合は、必ず届出が必要
 ※ 床面積、請負金額等に関わらず届出が必要



9. 特定粉じん排出等作業実施の届出

発注者
自主施工者

(法第18条の17第1項~第3項、令第10条の2、規則第10条の4第1項・第2項 等)

届出事項

① 当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
② 当該届出対象特定工事の場所
③ 当該作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料(レベル1・2)の種類並びにその使用箇所及び使用面積
④ 作業の種類
⑤ 作業の実施の期間
⑥ 作業の方法
⑦ 作業の方法が第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由

***R3.4.1~**

添付書類

⑧ 作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
⑨ 作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
⑩ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
⑪ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
⑫ 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図
⑬ 事前調査書面(発注者へ説明した書面)の写し、掲示板の内容
⑭ 集じん・排気装置等が正常に稼働することを確認するための記録票の様式



10. 除去等の措置・作業基準の遵守（作業基準）

元請業者
自主施工者
下請負人

R3.4.1～

石綿含有ありの場合に必要です

（法第18条の14、規則第16条の4）

強化・元請業者・自主施工者・下請負人は、石綿含有建材の種類及び作業の方法に応じた石綿飛散防止措置を講じることが必要

	作業の方法	主な石綿飛散防止措置		
		隔離養生	湿潤化	
吹付け石綿 (レベル1) 石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材 (レベル2)	除去を行う場合	負圧隔離養生	○	
	封じ込め、囲い込みを行う場合			
その他の石綿含有建材 (レベル3)	石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種の除去等を行う場合	原形のまま取り外す方法	—	—※1
		上記方法での除去等が著しく困難なとき（切断等）	隔離養生（負圧不要）	○
	石綿含有仕上塗材の除去等を行う場合	電動工具（ディスクグラインダー又はディスクサンダー）を使わない方法	—※1	○
		電動工具（ディスクグラインダー又はディスクサンダー）を使う方法	隔離養生※2（負圧不要）	○※2
	その他石綿含有成形板等の除去等を行う場合	原形のまま取り外す方法	—	—※1
		上記方法での除去等が著しく困難なとき（切断等）	—	○

作業基準違反が認められたときは、元請業者・下請負人・自主施工者に対して、都道府県知事等が作業基準適合命令又は作業停止命令を発出可能（法第18条の21）

※1. 粉じん飛散防止のため、実施することが望ましい
※2. 十分な集じん機能を有する集じん装置を使用する場合は不要

37



11. 作業実施状況の記録・保存（作業基準）

元請業者
自主施工者
下請負人

石綿含有ありの場合に必要です

（法第18条の14、規則第16条の4）

R3.4.1～

新設・元請業者、自主施工者又は下請負人は、作業の実施状況を記録・保存

【記録内容】

特定粉じん排出等作業の実施状況

- ※ 作業基準に定める「集じん・排気措置の正常な稼働、負圧の状況」「除去又は囲い込み、封じ込めの完了及び隔離解除前の大気中への石綿の排出等のおそれがないことの確認の結果」を含む
- ※ 作業基準の各規定に対応した作業の実施状況が確認できるよう、写真、動画等を使用して作成
- ※ 作業計画に変更が生じた場合、その変更内容も記録

【保存期間】

特定工事が終了するまでの間

作業基準違反が認められたときは、元請業者・下請負人・自主施工者に対して、都道府県知事等が作業基準適合命令又は作業停止命令を発出可能（法第18条の21）



Environmental Preservation Division

38



12. 作業状況の確認（作業基準）

元請業者

石綿含有ありの場合に必要です

（法第18条の14、規則第16条の4）

R3.4.1～

- 新設** ・ 元請業者は、下請負人の作業記録により、作業計画どおりに作業が実施されているかを確認

【実施内容】

下請負人が作成した作業の記録により、特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に実施されているかを確認

【実施期間】

- ・除去、囲い込み又は封じ込めの実施中は適宜
- ・除去、囲い込み又は封じ込めの終了した時

【備考】

- ・元請業者は、下請負人の作成した記録を取りまとめて、自らの作業の記録を作成することが必要

作業基準違反が認められたときは、元請業者・下請負人・自主施工者に対して、都道府県知事等が作業基準適合命令又は作業停止命令を発出可能（法第18条の21）



Environmental Preservation Division

39



13. 除去等の完了の確認（作業基準）

元請業者

自主施工者

石綿含有ありの場合に必要です

（法第18条の14、規則第16条の4）

R3.4.1～

- 新設** ・ 元請業者・自主施工者は、作業完了後、一定の知識を有する者（事前調査に関する一定の知識を有する者または石綿作業主任者）により 石綿含有建材の除去等が完了したことを確認

【確認内容】

- ・特定建築材料の除去等が完了したことを目視により確認
 <確認事項>
 - ・除去等作業において、作業計画どおりの飛散・ばく露防止措置がとられていたこと
 - ・除去作業終了後に除去面に石綿の取り残しがないこと
 （封じ込め又は囲い込みを行う場合は、適切な飛散防止措置がとられていること）
 - ・その他作業区域内へ破片の飛散や堆積粉じんがないこと

【確認時期】

- ・除去、囲い込み又は封じ込めの完了後（作業場を隔離した時は、隔離を解く前）

【確認者】

- ・事前調査の有資格者 ※建築物石綿含有建材調査者、工作物石綿事前調査者など
- ・石綿作業主任者（石綿障害予防規則第19条に規定する者）

作業基準違反が認められたときは、元請業者・下請負人・自主施工者に対して、都道府県知事等が作業基準適合命令又は作業停止命令を発出可能（法第18条の21）



Environmental Preservation Division

40



14. 特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存

元請業者
自主施工者

15. 発注者への書面報告

元請業者

R3.4.1～

石綿含有ありの場合に必要です

(法第18条の23、規則第16条の15・第16条の16)

- 新設** 元請業者・自主施工者は、作業の記録を作成・保存
- 新設** 元請業者は、作業完了の結果を遅滞なく発注者に書面で報告、その書面の保存
(※いずれも3年間保存)

作業の記録

①特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
②下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
③特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
④特定工事の場所
⑤特定粉じん排出等作業の種類
⑥特定粉じん排出等作業を実施した期間
⑦レベル1・2・3の除去等の完了確認を行った年月日と確認結果、確認者の氏名
⑧作業中の負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常の確認 等

発注者への書面による完了報告事項

①特定粉じん排出等作業が完了した年月日
②特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
③レベル1・2・3の除去等の完了確認を行った者の氏名、確認者が知識を有する者に該当する事項

41



発注者における配慮（石綿事前調査）

発注者

石綿含有なしの場合も必要です

(法第18条の15第2項)

(石綿事前調査に対する発注者の配慮)

解体等工事の元請業者が行う石綿事前調査に関する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。





発注者等における配慮（特定工事）



石綿含有ありの場合に必要です

(法第18条の16第1項・第2項)

(特定工事の発注者の配慮)

施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(特定工事の元請業者・下請負人の配慮)

特定工事の全部又は一部（特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。）を他の者に請け負わせるとき、当該下請け等の発注者となる元請業者・下請負人は、発注者と同様の配慮をしなければならない。



参考となるマニュアル等

① 建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

(令和3年3月 <令和6年2月改正>)

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
環境省 水・大気環境局大気環境課)

② 目で見るアスベスト建材（第2版）

(平成20年4月 国土交通省)

③ 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）

(令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局)



3 福岡県の対応状況

45



福岡県における石綿事前調査結果の確認

- ① 福岡県では、報告のあった石綿事前調査結果をすべて確認しております。
- ② 福岡県では、記載漏れや事前調査に不備が疑われる場合は電話等で確認を行っております。



報告のあった石綿事前調査結果の、3割以上に電話等での確認を行っております。

<主な確認事項>

- ・石綿なしの判断根拠（判断根拠が記載がされていない等）
- ・分析調査の実施の有無（事前調査と混同した記載）
- ・石綿事前調査者の資格（講習機関の記載不備等）





福岡県における立入検査

- ① 福岡県では、すべての届出対象特定工事（レベル1,2建材あり）に立入検査を行っております。
- ② 福岡県では、①以外の工事（レベル3建材あり、石綿なし）についても、適宜、立入検査を実施しております。



令和5年度の立入検査件数は273件です。

この件数には、住民からの相談等に基づき立入検査を行った21件が含まれます。



Environmental
Preservation
Division

47

ご静聴ありがとうございました。

皆様におかれましては、大気汚染防止法等の遵守、石綿飛散防止に関する一層の取組をよろしく申し上げます。

なお、ご質問、ご意見などがありましたら、以下の連絡先へお問い合わせください。

環境部 環境保全課 大気係
TEL:092-643-3360
E-mail:taiki@pref.fukuoka.lg.jp



Environmental
Preservation
Division

48

【参考説明】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律について

～廃棄物・リサイクル業者～
～建設・解体工事業業者～

49



フロン排出抑制法の対象（都道府県所管分）

フロン排出抑制法の対象は、業務用冷凍空調機器（エアコン・冷凍冷蔵機器）であってフロン類が使用されているもの

※ フロン排出抑制法の対象となる機器を第一種特定製品と言います

※ 個人が所有する業務用冷凍空調機器も、フロン排出抑制法の対象になります

対象となる機器

（出典）環境省資料

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

※家庭用のエアコン・冷蔵庫・衣類乾燥機は家電リサイクル法、カーエアコンは自動車リサイクル法において、フロン類の回収が義務付けられています。

（自動車リサイクル法の対象とならない二輪車・大型特殊自動車等は、フロン排出抑制法の対象）

50



フロン排出抑制法の主な規制対象

第一種特定製品の管理者	第一種特定製品(冷媒としてフロン類を充填されている業務用冷凍空調機器)の所有者を指す。
第一種特定製品廃棄等実施者	第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者を指す。
第一種特定製品整備者	第一種特定製品の整備を行う者を指す。
第一種フロン類充填回収業者	第一種特定製品に(冷媒として)フロン類を充填・回収する業を行う者として、都道府県知事の登録を受けた者を指す。
第一種特定製品引取等実施者	第一種特定製品の処分を目的とした引取り等を行おうとする者を指す。 ※廃棄物・リサイクル業者
第一種フロン類引渡受託者	第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すことを、第一種特定製品廃棄等実施者から委託された者を指す。
特定解体工事元請業者	建築物等(その建築物等に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の解体等工事を、発注者から直接請け負った者(元請業者)を指す。 ※建設・解体業者
第一種フロン類再生業者	第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生を業として行うことについて、経済産業大臣及び環境大臣の許可を受けた者を指す。
フロン類破壊業者	特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊を業を行うことについて、経済産業大臣及び環境大臣の許可を受けた者を指す。 ⁵¹

第一種特定製品引取等実施者

～廃棄物・リサイクル業者～





第一種特定製品引取等実施者の責務

- 第一種特定製品廃棄等実施者から、第一種特定製品を処分するため、**第一種特定製品を有償若しくは無償で引取りを行う者(廃棄物・リサイクル業者)**が、「**第一種特定製品引取等実施者**」となります。

※ 第一種特定製品を中古品としてそのまま再利用(リユース)する場合は、廃棄等に該当しないとされているため、本規定は適用されません。

また、本規定は第一種特定製品としての形状・機構を保っているものが対象であって、既に破碎・中間処理等された第一種特定製品(金属くず)には適用されません。

- 第一種特定製品引取等実施者が、**第一種製品の引取り等を行う様態は、次の①②④⑤の何れか**となる。

廃棄等実施者が第一種特定製品を引渡す際の様態	交付される書類
①引取等実施者が、廃棄等実施者から「引取証明書の写し」の交付を受けた場合(引取等実施者が、引渡受託者から「引取証明書の写し」の回付を受けた場合)	引取証明書の写し
②廃棄等実施者が、第一種フロン類充填回収業者である引取等実施者にフロン類の引取り・第一種特定製品の処分を併せて依頼する場合	回収依頼書
③第一種特定製品に充填されているフロン類の引渡しの委託を受けた引渡受託者が、廃棄等実施者から第一種特定製品の引取り等を行う場合	委託確認書
④フロン類が充填されていないことが確認された第一種特定製品を、引取等実施者が引き取る場合	確認証明書の写し
⑤引取等実施者が、都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事が認める者から第一種特定製品の引取り等を行う場合	

53



第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)の引取り

Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか?

A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を受け取った場合

② 自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいでしょうか?

A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいでしょうか?

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

特定解体工事元請業者

～建設・解体業者～

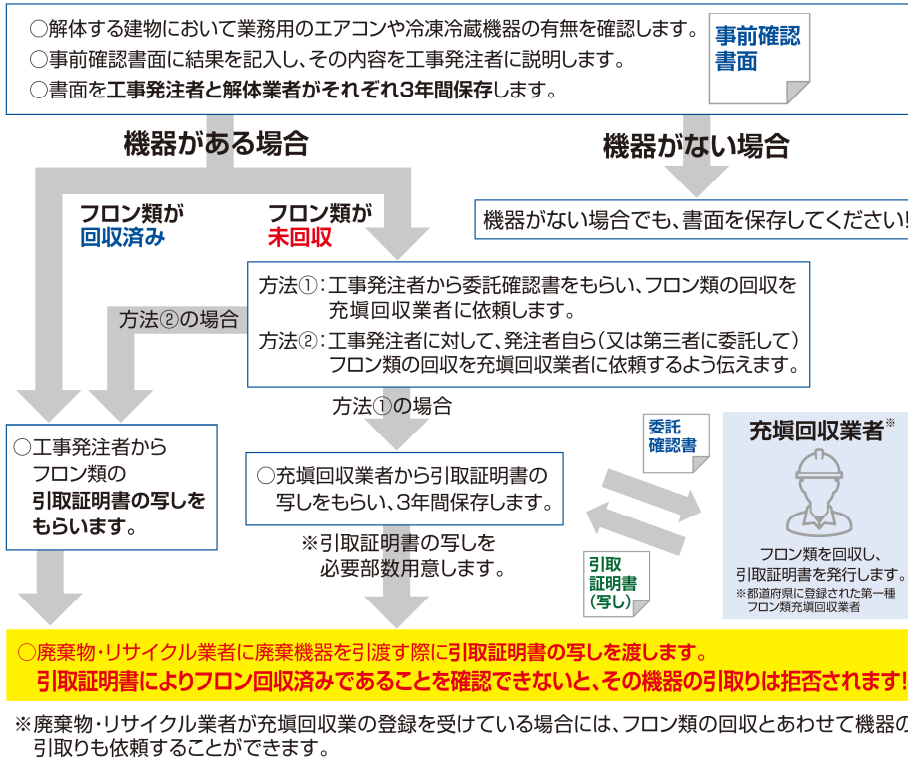


特定解体工事元請業者の責務

- **建築物等** (その建築物等に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の**解体工事等**の発注者 (特定解体工事発注者) から、**直接その工事を請け負おうとする建設業者 (元請業者)** が、「**特定解体工事元請業者**」となります。
- 「**特定解体工事元請業者**」は、**解体しようとする建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認するとともに、工事発注者に対して、その結果を書面説明**しなければならないとされています。
 - ※ 説明書面は、特定解体工事元請業者・特定解体工事発注者において3年間保存することが必要。
 - ※ 解体対象が「東屋」のような場合や「鉄塔、煙突、橋梁等」の工作物の場合は、第一種特定製品の設置されていないことが明らかであるため、当該規定は適用されません。
 - ※ 発注者へ交付する書面に記載が必要な事項
 - ・ 書面の交付年月日
 - ・ 特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所
 - ・ 特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所
 - ・ 解体工事の名称及び場所
 - ・ 建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認結果

特定解体工事元請業者の責務

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら……



みだり放出の禁止





フロン類のみだり放出の禁止

- 第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）及び第二種特定製品（自動車リサイクル法に規定するカーエアコン）に冷媒として充填されているフロン類を、故意又は重過失によって大気中に放出する行為は禁止されています。

※ 事故、技術的問題、又は適切な回収等を行おうとして失敗した場合等の過失による放出等のやむを得ない放出を除く。

※ フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる。（フロン排出抑制法第103条第13号）



Environmental
Preservation
Division

59



参考となるマニュアル等

- ① フロン排出抑制法ポータルサイト（環境省、経済産業省）
<https://www.env.go.jp/earth/furon/>
- ② フロン対策（福岡県庁ホームページ）
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/furon-top.html>
- ③ フロン排出抑制法 Q&A（第6版）
https://www.env.go.jp/earth/furon/files/faq_6_R0203_rev.pdf
- ④ フロン排出抑制法 第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き（第3版）（令和3年4月 環境省、経済産業省）
https://www.env.go.jp/earth/furon/files/r03_tebiki_kanri_rev3.pdf
- ⑤ フロン排出抑制法 充填回収業者・引渡受託者・解体工事元請業者・引取等実施者等に関する運用の手引き（第3版）（令和3年4月 環境省、経済産業省）
https://www.env.go.jp/earth/furon/files/r03_tebiki_operator_rev3.pdf

60